

第5章 ごみ処理計画

基本方針1 5R(リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル)の推進

ごみの減量を推進するためには、それぞれのステージで期待される行動があります。これまでの3R(リデュース、リユース、リサイクル)から一歩進んだ5Rの推進で、更なるごみ減量、資源化率の向上を図ります。

基本施策1 リフューズ(拒否)の推進

実施施策	内容
①リフューズによるごみの発生抑制の啓発	消費者に、ごみになってしまうものの購入を控え、過剰包装を断るよう啓発します。
②マイバッグの普及促進とレジ袋削減の推進	マイバッグの普及促進を図り、レジ袋の削減を推進します。
③マイボトル等の活用の推進【新規】	マイボトル・マイカップ、マイ箸の活用を推進しプラスチックごみの排出抑制を図ります。

基本施策2 リデュース(減量)の推進

実施施策	内容
①リデュースによるごみの発生抑制の啓発	小売業者に対し、ごみの少ない商品の積極販売と適正包装及び再資源化に向けた使用済み商品等の店頭回収の促進を働きかけます。 消費者に対し、ごみになりにくい商品等の購入を促します。
②食品ロスの削減【新規】	食材の使いきり、食品の食べきりの情報発信を行います。
③エコクッキングの推奨【新規】	エコクッキング教室等を通して、ごみを出さない調理方法の普及啓発を行います。
④生ごみの水切りの推進【新規】	生ごみの水切りグッズの普及と水切り方法の周知を図り、ごみの減量化を推進します。
⑤生ごみ処理容器等によるごみ減量化の支援	生ごみ処理に関する情報を市民に提供していきます。 生ごみ処理容器・生ごみ処理機の購入世帯に支援を行います。

基本施策3 リユース（再利用）の推進

実施施策	内容
①リユースによる ごみ発生抑制の啓発	使い捨てではなく、何度も使える容器に入った製品を選ぶことや、まだ使える服などを必要としている人に譲るなど、家庭でできるリユースの提案を市民に行います。
②リサイクルフェアの充実	現在、実施しているリサイクルフェアを継続して実施、啓発を行っていきます。
③市主催フリーマーケットの 開催【新規】	春・秋の年二回を目安にリサイクルやリユースの啓発を促すためフリーマーケットを開催します。

基本施策4 リペア（修理）の推進

実施施策	内容
①リペアによる ごみ発生抑制の啓発	電化製品、家具、衣類等は、修繕して長く使うよう啓発します。
②リサイクルフェアの充実 （再掲）	現在、実施しているリサイクルフェアを継続して実施、啓発を行っていきます。

基本施策5 リサイクル（再生）の推進

実施施策	内容
①資源の再生利用の推進	資源を有効活用するため、地域での集団回収の輪が広がるよう啓発します。 再生品を使った商品など、環境にやさしい商品を選択するよう啓発を行います。
②小型家電リサイクルの推進 【新規】	小型家電の回収品目や宅配便による自宅回収等の周知を推進します。
③資源化手法の拡充	スーパー等販売店における店頭回収、公共施設などにおけるインクカートリッジ等の拠点回収など、分別排出の機会を増やしていきます。
④リサイクル活動の推進	自治会やPTA等が自主的に行う集団回収活動に対し支援を行うとともに、実施方法などの情報提供を行い、ごみの減量化・資源化を推進します。

基本施策6 その他のリサイクルの推進

実施施策	内容
①廃棄物からのエネルギー 回収	サーマルリサイクルの一環として、熊谷衛生センター・江南清掃センター・深谷清掃センターでは、熱回収事業を実施しています。廃棄物を資源としてとらえた、新たなエネルギーの回収利用方策を、建て替え等の検討の際には大里広域市町村圏組合とともに検討します。

基本方針 2 市民・事業者・行政におけるパートナーシップ（協働）の更なる推進
 効果的なごみ減量を推進するために、市民・事業者・行政がパートナーシップのもとで、
 お互いの特性を活かし、役割を分担して行動します。

基本施策 7 パートナーシップの推進

実施施策	内容
①市民への情報提供	市民と情報を共有し、ごみ減量化の推進を図ります。 市報やホームページ等により情報を提供します。
②市民団体への支援	自主的なごみ減量やリサイクルに取り組む市民団体等に対し、情報提供等を行います。
③事業系ごみの排出抑制	事業系ごみの排出抑制について啓発を行います。 事業系ごみの減量化・資源化について情報を提供します。
④環境美化意識の普及啓発 【新規】	環境美化推進員に対して講習会を行い、地域住民への環境美化意識の普及啓発を図ります。
⑤小売業者との連携	レジ袋等のプラスチックごみを削減するため、小売業者と連携し顧客への啓発を図ります。
⑥エコショップ認定制度の推進 【新規】	カンやペットボトル等の資源物の店頭回収やレジ袋等の減量に積極的に取り組まれている小売店をエコショップとして認定し、イベント等への協力を依頼し、啓発活動を行います。

基本施策8 ごみ関連イベントの推進

実施施策	内容
①エコライフフェアの充実	エコライフフェアを通じて、ごみ排出抑制、資源化、ごみ減量化等の啓発を行います。
②リサイクルフェアの充実 (再掲)	ごみ集積所等に出された、まだ使うことのできる家具や自転車、古本、衣類等をリサイクルフェアで市民に提供し、ごみ減量や5Rについて啓発を行います。
③ごみ処理施設等の 見学会の実施	児童・生徒及び市民を対象にごみ処理施設等の見学会を実施し、ごみ減量化・資源化に対する理解を深めます。
④市主催フリーマーケットの 開催【新規】(再掲)	春・秋の年二回を目安にリサイクルやリユースの啓発を促すためフリーマーケットを開催します。
⑤環境教育の充実	<p>全小学校6年生に対し、キッズISO入門編により、省エネルギー及びごみの減量化についての啓発を行います。</p> <p>施設見学会、出前講座等を活用し環境教育の充実を図っていきます。</p> <p>ごみ減量化・資源化に関して市報やホームページにより積極的な情報提供や学習機会の拡充を行い、住民及び事業者の意識啓発を行っていきます。</p> <p>小学生を対象にしたリサイクル工作教室やエコクッキング教室を開催する等、ごみ減量化・資源化への理解を深める取組を行います。</p> <p>学ぼう分別エコスクールや市政宅配講座の内容の充実を図り、市民にごみの減量、分別、リサイクルについて分かりやすく啓発を行います。</p>

基本方針3 強固で安定し、経済的なごみ処理システムの構築

適切な分別排出の周知を図ることで、リサイクルは推進されます。また、新たな分別品目を追加することで更なるごみ減量意識の醸成・資源化を推進することが出来ます。

基本施策9 循環型ごみ処理体制の確立

実施施策	内容
①分別の徹底と細分化	現在行っているカン・ビン・ペットボトル・紙類等の分別の徹底を図ります。
②新たな資源化に向けた分別品目の検討【新規】	資源化率の向上、ごみ量の削減のため、プラスチック製容器包装等新たな資源化品目について検討します。
③生ごみの堆肥化	生ごみ堆肥化事業者や市民団体に対し、情報提供等の支援を行います。
④廃食用油のリサイクルの促進	廃食用油のリサイクルを促進します。
⑤焼却灰のセメント再資源化の継続	中間処理施設から排出された焼却灰等を有効利用するため、市内工場にてセメント再資源化事業を継続します。
⑥家庭ごみ有料化の検討	家庭ごみの有料化は、ごみの排出量に応じて費用を負担する仕組みで、ごみの分別の徹底や不用品の購入抑制、多量排出者と少量排出者の不公平感を低減するといった効果が期待できます。 しかしながら有料化は実施するにあたり、市民に新たな負担を生じることにもなるため、他の減量化の施策を進めるなかで、その効果を勘案しながら検討します。
⑦新たなごみ処理体制の検討	焼却施設の建て替え等の検討の際に、廃棄物からの発電をはじめとしたエネルギー回収について検討します。

基本施策 10 ごみ処理施設の整備

実施施策	内容
①施設の在り方についての検討【新規】	大里広域市町村圏組合で運営する4つの焼却施設は度重なる改良工事によって長寿命化を図ってきたものの、躯体の老朽化は避けられず、施設の建て替えを含めた今後の施設の在り方について大里広域市町村圏組合と構成市町で検討します。
②計画的なごみ処理施設の整備	分別収集体制に即したごみ処理施設の整備について、大里広域市町村圏組合及び構成市町と協議・検討を行います。
③最終処分場の適正管理	焼却灰の有効利用により埋立ごみの減量化を継続し、最終処分場の適正な維持管理を行います。また、最終処分場と同時に建設された浸出水処理施設においても、部分的な劣化が生じることもあるため、施設の更新も視野に入れながら、周辺環境に悪影響を与えぬよう浸出水処理施設の適正な運転管理に努めます。

基本施策 1 1 その他の対策

実施施策	内容
①環境美化推進員制度の充実	<p>環境美化推進員を通じて地域と行政の連携を強めさらなる地域環境の美化、ごみの減量化と適正排出の推進、不法投棄の防止を図ります。</p> <p>環境美化推進員を対象とした研修会等を実施し、地域住民への環境美化意識の普及啓発を図ります。</p>
②一般廃棄物収集運搬業者の指導	<p>一般廃棄物収集運搬業者に対し、事業系ごみの適正な分別収集の徹底を図ります。</p>
③排出事業者への指導の強化【新規】	<p>排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の適正な排出指導の徹底を図ります。</p>
④不法投棄、ごみの散乱防止対策	<p>県や関係機関、環境美化推進員と連携し、廃棄物の不法投棄の監視、取締りを強化するとともに、不法投棄及びごみの散乱防止について啓発を進めます。</p>
⑤災害廃棄物処理対策	<p>災害廃棄物処理計画を作成し、災害時における周辺市町、周辺一部事務組合及び国や県との連携により、引き続き処理体制の確保を図ります。</p> <p>他の地域において災害が発生したときには、速やかに支援が行えるような体制整備を検討します。</p>
⑥国や県との連携の強化	<p>循環型社会実現のための施策及び各自治体だけでは解決が困難な問題については、国や県との連携を強化していきます。</p>
⑦ごみ分別アプリ等による家庭系ごみの適正排出の周知【新規】	<p>スマートフォン向けのアプリ配信に加え、ホームページ上からのごみ分別検索機能を広く周知し、ごみの適正排出による資源化及び排出マナーの向上を図ります。</p>
⑧ハートフル収集の継続	<p>高齢者等、ごみ出しが困難な方に対し、戸別収集を行うサービスについて広く周知し、ごみ出し支援を継続して行っていきます。</p>